

## 小樽市医療機関エネルギー価格等高騰支援金給付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格をはじめ、電気・ガス料金などのエネルギー価格や食材費の高騰の影響を受けている市内の病院、診療所（歯科診療所を含む。以下同じ。）及び薬局に対し、エネルギー価格等の高騰分の一部を支援する目的で実施する小樽市医療機関エネルギー価格等高騰支援金給付事業に係る支援金（以下単に「支援金」という。）の支給に関し、小樽市補助金等交付規則（平成27年小樽市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (支援金の支給対象施設)

第2条 支援金の支給の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、市内に開設されている病院、診療所及び薬局とする。

2 前項に規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設については、対象施設から除くものとする。

- (1) 国立又は公立の医療機関（地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業を除く。）
- (2) 高齢者福祉施設及び検疫所内に設置された診療所又は職員等の福利厚生施設として開設された診療所
- (3) 令和8年6月1日現在休止中の施設
- (4) 小樽市高圧電気料金高騰対策支援事業（令和8年度実施分）に係る支援金の交付を受けた施設
- (5) 前4号に掲げるもののほか、支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する施設

### (支援金の額等)

第3条 支援金の額は、次の表に定める額とする。

対象施設	支援金の額
病院	1床当たり 13,000円
有床診療所	1施設当たり 20万円
無床診療所	1施設当たり 10万円
歯科診療所	1施設当たり 10万円
薬局	1施設当たり 5万円

2 支援金の支給は、1対象施設につき1回限りとする。

3 支援金は、予算の範囲内で支給する。

### (支援金の支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小樽市医療機関エネルギー価格等高騰支援金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

- (1) 預金通帳の写し（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名及び支店名が分かるページの写し）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和8年6月1日から7月31日までに行うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(支給の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、速やかにその内容の審査を行い、支援金の支給の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により支援金を支給することを決定し、及びその額を確定したときは、小樽市医療機関エネルギー価格等高騰支援金支給決定兼支給額確定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するとともに、速やかに支援金を支払うものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金を支給しないことを決定したときは、小樽市医療機関エネルギー価格等高騰支援金不支給決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を明示し、申請者に通知する。

(暴力団等の排除)

第6条 市長は、小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年小樽市条例第19号）第3条第2項に規定する警察その他の関係機関に対し、申請者及び支援金の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）が、同条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条例第5条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。

2 市長は、申請者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該暴力団等に支援金を支給しない旨の決定をするものとする。

3 市長は、支給決定者が暴力団等に該当すると判明したときは、当該暴力団等に係る支援金の支給決定を取り消し、又は既に支給されている支援金の返還を命ずるものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正な手段により支援金の支給決定を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、支給決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該支給決定者を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。

3 市長は、第1項の規定により支援金の支給決定を取り消した場合は、書面により、支給決定者に通知するものとする。

(返還)

第8条 市長は、前条の規定による支援金の支給決定の取消しを行った場合において、支給決定者に対し、既に支給した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の全部又は一部の返還を命ずる場合は、書面により、支給決定者に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月25日から施行する。